

岐阜県サービス付き高齢者向け住宅登録事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に関する事務（法第77条の規定により中核市の長が行うもの及び岐阜県事務処理の特例に関する条例により市町の長が行うものを除く。）の取扱いについて必要な事項を定め、事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(登録の申請)

第2条 法第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第6条第1項の規定により、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）で定めるサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書（共同省令別記様式第1号）により知事に申請するものとする。

2 前項の申請は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた後（基準法に基づく建築確認申請が必要な場合に限る。）に行うものとする。

3 第1項の申請書には、法第6条第2項の規定により、共同省令第7条第1項各号に掲げる書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、（1）から（3）までに掲げる書類については、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

（1）サービス付き高齢者向け住宅の入居契約の登録基準適合性に関するチェックリスト（様式第1号）

（2）サービス付き高齢者向け住宅の専用部分及び共同利用部分の面積を表示した各階平面図、求積図等（ただし、共同省令第7条第1項第1号の各階平面図に記載がある場合は添付を要しない。）

（3）基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し（基準法に基づく建築確認申請が必要な場合に限る。）

（4）その他知事が必要と認める書類

4 岐阜県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく重要事項説明書（老人福祉法の規定に基づく有料老人ホームに該当する場合に限る。）については、口頭で提出を求めることとする。

5 共同省令第7条第1項第2号のサービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類は、平成23年10月7日付け事務連絡「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」（厚生労働省老健局高齢者支援課及び国土交通省住宅局安心居住推進課）により示された加齢対応構造等のチェックリストによるものとする。

6 第1項の申請書及び第3項の添付書類の提出部数は、正本1部、副本1部とする。

(登録の基準)

第3条 法第5条第1項の登録の基準は、次項に規定する場合を除き、法第7条第1項のとおりとする。

2 既存の建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。）により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る登録が行われる場合の各居住部分の床面積は、法第7条第1項第1号及び共同省令第8条の規定にかかわらず、23平方メートル以上とする。ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が、高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあつては、16平方メートル以上とする。

(登録等の通知)

- 第4条 知事は、法第7条第1項の規定により登録を行ったときは、同条第2項の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業登録簿（様式第2号）に記載するとともに、同条第3項の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前条の基準に適合しないと認めるときは、法第7条第4項の規定により、その理由を示して、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録不適合通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、法第7条第1項の規定により登録を行ったときは、同条第5項の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録について（様式第5号）により当該サービス付き高齢者向け住宅（以下「登録住宅」という。）の存する市町村の長（以下「市町村長」という。）に通知するものとする。

（登録の拒否の通知）

- 第5条 知事は、法第8条第1項の規定により登録を拒否するときは、同条第2項の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録拒否通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（登録事項等の変更）

- 第6条 法第5条第1項の登録を受けた事業を行う者（以下「登録事業者」という。）は、法第6条第1項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、法第9条第1項の規定により、共同省令で定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書（共同省令別記様式第2号）により速やかに知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、法第9条第3項の規定により変更の登録を行ったときは、同条第4項の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更について（様式第7号）により市町村長に通知するものとする。

（地位の承継の届出等）

- 第7条 法第11条第1項又は第2項の規定により登録事業者の地位を承継した者は、同条第3項の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る地位の承継届出書（様式第8号）及び共同省令で定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書（共同省令別記様式第2号）により速やかに知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、法第11条第4項において準用する法第9条第3項の規定により変更の登録を行ったときは、前条第2項を準用する。

（登録の抹消の通知）

- 第8条 知事は、法第13条第1項の規定により登録の抹消を行ったときは、同条第2項の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録の抹消について（様式第9号）により市町村長に通知するものとする。

（登録住宅の目的外使用）

- 第9条 登録事業者は、法第19条の2第1項の規定に基づき登録住宅の目的外使用をしようとするときは、共同省令で定める目的外使用に係る承認申請書（共同省令別記様式第3号）により、知事に承認を申請するものとする。
- 2 知事は、法第19条の2第1項の規定に基づき登録住宅の目的外使用の承認をしたときは、目的外使用に係る承認通知書（様式第10号）により登録事業者に通知するとともに、同条第2項の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録住宅の目的外使用について（様式第11号）によりその旨を市町村長に通知するものとする。

(目的外使用を承認しない旨の通知)

第 10 条 知事は、前条第 1 項により申請された目的外使用が本来の目的を妨げる場合や、使用によって公益を害する恐れがあると認められる場合は、当該登録住宅の目的外使用を承認しないものとする。

2 知事は、前項の規定により承認をしないときは、その理由を示して、目的外使用を承認しない旨の通知書（様式第 12 号）によりその旨を登録事業者に通知するものとする。

(目的外使用の承認の取消し)

第 11 条 知事は、法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき承認をした目的外使用について、本来の目的が妨げられる場合や公益を害する恐れがあると認められる場合は、目的外使用の承認を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、その理由を示して、目的外使用に係る承認取消通知書（様式第 13 号）によりその旨を登録事業者に通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定に基づき承認を取り消したときは、目的外使用に係る承認の取消しについて（様式第 14 号）によりその旨を市町村長に通知するものとする。

(報告、検査等)

第 12 条 法第 24 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査等の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

(登録事項の訂正等の指示)

第 13 条 知事は、法第 25 条各項の規定による指示は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る指示書（様式第 15 号）により登録事業者に行うものとする。

2 前項の指示を受けた登録事業者は、指示事項を速やかに実施するとともに、是正結果について、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る是正結果報告書（様式第 16 号）により知事に報告するものとする。

(登録の取消しの通知)

第 14 条 知事は、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により登録を取り消したときは、同条第 3 項の規定により、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録取消通知書（様式第 17 号）により登録事業者であった者に通知するものとする。

(事故等発生 の 報告)

第 15 条 登録事業者は、サービス付き高齢者向け住宅において重大な事故等が発生した場合は、速やかにサービス付き高齢者向け住宅事業に係る事故報告書（様式第 18 号）により知事に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 12 月 7 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 3 月 17 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。